「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」
平成26年10月31日　【第3号】

農地中間管理機構だより

随時発行　発行者：農地中間管理機構（公益社団法人宮崎県農業振興公社）

◆第３号内容

１　農地中間管理事業審査会の開催について
２　平成２６年度第３回借受希望者の募集期間の変更について
３　県内での取組事例紹介
４　農地中間管理事業パンフレットの活用について

１　農地中間管理事業審査会の開催について

さる、１０月２１日（火）に当公社内に設置された農地中間管理事業審査会（以下「審査会」という。）を開催しました。審査会は、農地中間管理機構が行う①農地中間管理権の取得に関すること ②農用地利用配分計画の決定に関すること ③前二号の契約解除に関すること ④農用地等の利用条件改善業務に関すること ⑤農用地等の保全管理に関すること について審査・決定を行います。

今回の審査会では、４地区の農地中間管理権取得と農用地利用配分計画の決定について審査しました。　事務局から各地区の農地中間管理権取得に至った地域での話し合い等の経緯、公社の農地中間管理事業規程や事務取扱要領の借受基準に基づく適合性、農用地利用配分計画の内容及び今後の地域における農地集積の計画等について説明が行われ委員による内容審査が行われました。

各地区とも地域の集落営農組織等を中心に人・農地プラン策定の話し合い活動により中心経営体への農地の集積について話し合い、今回、農地中間管理事業を活用することに賛同した農地の所有者及び中心経営体が農地の貸し借りの手続きを行っていきます。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆庄手・梶木地区（日向市）
- 機構が借り受ける農地面積　２１．６ha
- 機構から貸し付ける農地面積　２１．６ha

◆柳瀬地区（新富町）
- 機構が借り受ける農地面積　１７．８ha
- 機構から貸し付ける農地面積　１７．８ha

◆鬼付女地区（新富町）
- 機構が借り受ける農地面積　４．２ha
- 機構から貸し付ける農地面積　４．２ha

◆成法寺・新田新町・塚原地区（新富町）
- 機構が借り受ける農地面積　１．７ha
- 機構から貸し付ける農地面積　１．７ha

庄手･梶木地区の農地集積図

柳瀬地区の農地集積図

また、各地区とも機構からの貸付期間（５年間）中に、リタイア農家等からの農地の借り入れや中心経営体相互間の利用権の交換を行い、地区内の農地集積・集約化を進めていく計画としていることから、農地中間管理権の取得及び農用地利用配分計画が決定されました。

さらに、本年度中においても農地所有者等の理解が得られた農地については、順次中心経営体への農地集積を進めていく計画になっており、地域集積協力金の申請については、機構への農地の貸付状況をみて判断するようです。

２　平成２６年度第３回借受希望者の募集期間の変更について

機構は、平成２６年度の農用地等の借受者の募集を３回行うこととしており、第３回目を平成２７年１月に予定していました。ところが、機構集積協力金のうち経営転換協力金や耕作者集積協力金を年度内に交付を受けようとする場合、３月１０日までに交付申請する必要があり、それまでに機構から転貸されることが要件となっております。そこで、年度内交付を可能とするため、平成２７年１月公募を１ヶ月前倒しして第３回公募を平成２６年１２月１０日（水）から平成２７年１月８日（木）までに変更することにしましたので、関係機関におかれましては担当者等への御周知方よろしくお願いします。

３　県内での取組事例紹介

第３回目の事例紹介は、宮崎市の「池内地区」です。

池内地区は、宮崎市の中心部に近い水田地帯（57.0ha）で、水稲（食用米・加工用米）や施設園芸（きゅうり、トマト）を基幹作物としている地域です。

平成24年3月には「池内米生産組合」を設立し、加工用米の共同出荷、販売を始めるとともに、経営所得安定対策にも加入し、５～１０年先の地域農業の維持発展をめざして地域内で話し合いを進めています。

今後、米価下落等により稲作を辞める農家が増えることも懸念されていることから、平成２６年度中に「池内地区農用地利用改善組合」を設立し、農地の利用集積や集団化を進めていくこととしております。

また、農地中間管理事業を活用してリタイア農家等が経営する農地を中心経営体や改善組合が受け手となり、農地集積・集約化を行い農業経営のさらなる効率化を図り、強い農業経営体育成に努めていくこととして地域が一体となって取り組んでいるところです。

農地中間管理事業においては、機構に１０年間貸し付けた農地を３年間の借地期間を設定し、段階的に集約化を進めていきます。

地区内の離農予定農家や中心経営体の農地を色分けして農地集積･集約化をいかに進めるか検討中

＜池内地区の概要＞

◆H24.3.　5　「池内米生産組合」設立

◆H24.4.29　「池内・南方地区集落営農推進協議会」設立

※集落営農新聞「池内農場」を発刊し、加工用米の共同出荷の取組を啓発推進。H25までに29haまで拡大。

◆H26.4　池内地区自治会総会及び土地改良区総会等において人・農地プランや農地中間管理事業の取組について承認

◆H26.8　農地中間管理事業及び「農用地利用改善組合」の設立に向けて準備開始　※以降説明会を随時開催

※11月末の農地中間管理権取得に向け地元調整中

４　農地中間管理事業パンフレットの活用について

農地中間管理事業の農家向け事業啓発用パンフレットを作成しました。県内市町村農政担当課にも配布してありますので地元説明会等での事業啓発用に広く御活用ください。

また、（公社）宮崎県農業振興公社ホームページに掲載してありますのでダウンロードして御利用ください。

＜農地第一課より＞

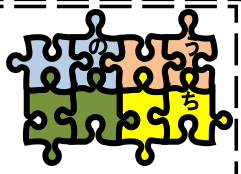

農地中間管理機構として初となる農地中間管理事業審査会を終えて、権利設定に必要な書類整理をしていただいた関係市町推進チーム各位に感謝申し上げます。関係者の話を伺うと「添付資料が多い。関係権利者の押印等大変であった。」と口を揃えて言われます。貸借の手続きは法律に基づいた手続きであるため止むを得ないと思われますが、何とか効率よくできないかと考えています。

やはり、行政だけではなく地元の理解はもとより地元役員等の協力は不可欠です。「地域で取り組むんだ。」という機運が重要だと思います。（事業担当）

農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。
公益社団法人 宮崎県農業振興公社　農地第一課　電話　0985-51-2011
メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp